

自動車のナンバーは、名義変更、住所変更などにより、現在付いているものが変更になることがあります。自動車のナンバーを新たに取付ける場合には、原則として、自動車を運輸支局に持込まなければなりません。

では、なぜ自動車を運輸支局に持ち込まなければならないのでしょうか。

これは、ナンバーの取付けに際し、自動車の後面ナンバー左上取付けボルト部分に「封印」（図1）を取付けなければならないことに起因します。

この封印を取付けることができる者（以下「封印取付受託者」といいます。）が、法律により、運輸支局から委託を受けた者がすることとされており、その代表的な封印取付受託者は、運輸支局内に事務所のある事業者であるためです。



図1 封印取付け状況

しかし、様々な事情により、運輸支局に自動車を持込むことが難しい場合も多くあります。

例えば、手続きができるのは平日日中ですが、その時間にお仕事をされている場合、自動車の不調により自走が難しい場合、運送業者等で複数台を同時に手続きしなければならない場合、車両が遠方にあり、手続きをする運輸支局に物理的に持込むことが困難な場合等々…。

このような場合に、前述のような理由により、手続きが困難なユーザー（自動車の使用者）の利便に資する目的で認められているのが、行政書士が行う出張封印制度です。

文字通り、自動車の所在地に行政書士が「出張」して行う「封印」取付けのことをいい、登録の都度、様々な場所で封印取付けをすることができるこのような対応は、一部の手続きを除き、行政書士のみ可能とされています。

なお、封印取付受託者は、運輸支局から委託を受ける者の区分ごとに、甲種、乙種、丙種、丁種の4種類あり、私たちの行政書士会は丁種に区分

されるため、行政書士が行う出張封印は、「丁種出張封印」といいます。

出張封印の流れは、（図2）のとおりです。

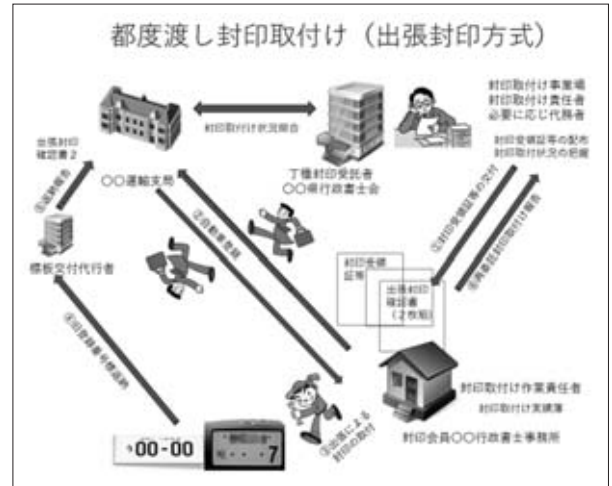


図2 出張封印について

出張封印は、近年の自動車登録ワンストップサービス（O S S）や、インターネットでの売買が一般的になるにつれ、需要が高まっていると感じます。

実際に、茨城県内に住むユーザーが、関西や九州などの遠隔地にある販売店から、インターネット経由で自動車を購入したので、出張封印をお願いしたいという依頼や、その逆も多くあります。

このように、出張封印は、自動車登録手続きにおいて、ユーザーの利便を大きく向上させる画期的な制度といえます。

ただし、我々行政書士は、封印が、自動車登録手続きにおいて、道路運送車両法をはじめとした自動車関係法令に定められた大変重要なものであることを忘れてはなりません。

道路運送車両法において、自動車は、ナンバーを取付けなければ運行してはならないとされ、そのナンバーには、封印を取付けなければならないとされています。つまり、封印は、その運行する自動車の登録手続きが適正になされた証であるといえます。

ユーザー（国民）のための出張封印制度を維持し、適正に運用していくために、これを扱う我々行政書士は、封印の取扱いには細心の注意を払い、制度をしっかりと理解し、業務の研鑽に努めなければならないことは言うまでもありません。